

実務者研修受講資金 実務者研修施設事務担当者説明会

6 返還・返還猶予・返還免除時の事務 (手引き第6～9章)

- (1) 返還について
- (2) 返還猶予について
- (3) 返還免除について
- (4) その他届出が必要な場合



東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

(1) 返還について(手引き第6章)

《流れ》

[修学生]必要書類の作成

「返還計画書」

「預金口座振替依頼書」※分割返還の場合

- ・様式は東京都福祉人材センターHPからダウンロード

- ・「預金口座振替依頼書」は東京都福祉人材センターに請求すること

- ・その他の必要書類は手引き第6章の表を参照



[研修施設]修学生からの書類をとりまとめて東京都福祉人材センターへ提出

(在学中のみ)



[人材センター]書類審査後、決定した返還計画を修学生に通知

(2) 返還猶予について(手引き第7章)

《流れ》

[修学生]必要書類の作成

「返還猶予申請書」、その他の必要書類

- ・様式は東京都福祉人材センターHPからダウンロード
- ・その他の必要書類は手引き第7章の表を参照



[研修施設]修学生からの書類をとりまとめて東社協へ提出
(在学中のみ)



[人材センター]書類審査後、猶予承認の可否を修学生に
通知

《国家試験受験に関わる返還猶予について》

【実務者研修施設を卒業後、国家試験受験待機中】

申込時に記載のあった予定通り受験する場合は手続き不要です。
卒業延期で、申込時に予定していた年度の国家試験を受けず、
翌年度の国家試験を受験する場合に手続きください。

【必要書類】

「返還猶予申請書」

【猶予期間】

国家試験受験年度の合格発表日の属する月まで

《国家試験受験に関わる返還猶予について》

【やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、次年度に再受験する意思がある場合】

【必要書類】

「返還猶予申請書」、当該事実を証明する書類

【猶予期間】

原則1年以内

* 国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、
再猶予可

《国家試験受験に関わる返還猶予について》

【国家試験を未受験又は不合格であった場合で、次年度に再受験する
意思があり、**返還免除対象業務に従事中**】

※国家資格を取得・登録前の業務従事期間は、返還免除に向けた従事
期間に算定できません

【必要書類】

「返還猶予申請書」

【猶予期間】

原則1年以内

* 国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、
再猶予可

注 意 ！ ！

- 国家試験を受験し、国家資格を取得し、登録をするのは本資金利用の前提条件です。すなわち、国家試験の受験申し込みは必須条件になります。
- 受験申込を忘れた場合については状況によって貸付契約の解除となることがあります。

(3) 返還免除について(手引き第8章)

《流れ》

[修学生]必要書類の作成

「返還免除申請書」、その他の必要書類

- ・様式は東京都福祉人材センターHPからダウンロード
- ・その他の必要書類は手引き第8章の表を参照



[研修施設]修学生からの書類をとりまとめて東社協へ提出
(在学中のみ)



[人材センター]書類審査後、猶予承認の可否を修学生に
通知

返還・返還猶予・返還免除時の事務

実務者研修施設にお願いしたい対応

- ・上記の事由発生後、修学生に対し、速やかに必要な手続きを行うようご指導ください。
- ・修学生からの届出等とあわせて、事実を証明する書類を必要に応じて発行し、東社協にご送付ください。

※提出が遅れる場合は実務者研修施設より東社協に連絡をお願いします。

《在学中や返還猶予期間中、修学生や連帯保証人に届出が必要な事由が生じた場合(手引き第9章)》

- ・住所・氏名等に変更があった
- ・連帯保証人を変更したい 等

[修学生]必要書類の作成

- ・様式は東京都福祉人材センターHPからダウンロード
- ・その他の必要書類は手引き第9章の表を参照



[研修施設]修学生からの書類をとりまとめて東社協へ提出
(在学中のみ)



[人材センター]書類受理後、手続きを進めます